

1. 施設の目的及び運営の方針

(1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	社会福祉法人願生舎（がんしょうしゃ）
事業者の所在地	福岡県柳川市三橋町中山 494-5
事業者の連絡先	0944-62-2304
代表者氏名	理事長 柴田 博隆

(2) 施設の概要

種別	保育所							
名称	中山保育園							
所在地	福岡県柳川市三橋町中山 494-5							
連絡先	（電話番号） 0944-62-2304 （FAX番号） 0944-62-2304							
施設長氏名	園長 柴田 博隆							
開設年月日	1952年6月1日							
認可定員	年齢区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	1号	—人	—人	—人	人	人	人	0人
	2号・3号	2人	3人	5人	7人	8人	5人	30人
	合計	2人	3人	5人	7人	8人	5人	30人
利用定員	年齢区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	1号	—人	—人	—人	人	人	人	0人
	2号・3号	2人	3人	5人	7人	8人	5人	30人
	合計	2人	3人	5人	7人	8人	5人	30人
当園の基本理念・方針	み仏様を中心に つよく 明るく 仲良く のびる  厚生労働省の保育指針と真宗大谷派保育指針を両輪として保育を必要とする子どもたちとともに生き、ともに育ちあう保育を実践しよう。							



(3) 施設の概要

敷地	敷地全体	2,961.29 m <sup>2</sup>
	園庭	1,978.57 m <sup>2</sup>
園舎	構造	木造 建て
	延べ	346.40 m <sup>2</sup>

(4) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
乳児室	1 室	ちゅうりっぷ組
ほふく室		
保育室	1 室	さくら組
遊戯室、ホール	1 室	
調理室	1 室	
医務室	1 室	2012 建築園舎 2013 年建築園舎
職員室	1 室	

(5) 職員体制 (令和6年 4 月 1 日 現在)

職種	常勤	非常勤	備考
園長	1 人	人	教育・保育の質の確保及び向上を図り、職員の資質向上に取り組み、一体的な管理運営を行う。
主任保育士	1 人	人	園長を補佐し園務を整理し、園児の保育を行う。
保育士	4 人	2 人	保育課程に基づき、園児の保育を行う。
事務職員	人	人	園の運営管理に必要な事務処理、経理処理を行う。
調理員及び栄養士	1 人	人	献立作成や給食全般の管理、調理業務及び食育に関する活動を行う。



看護師	人	人	園児の健康観察及び保健衛生指導を行う。
	人	人	

職員数は変動する場合がありますが、市が条例で定める教育・保育の提供に必要な職員数以上の職員を常に配置しています。

※ 常勤・非常勤の内訳は、職員の異動に伴い変動する場合があります。

※ ロテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

#### (6) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

##### 【2号・3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	午前 7 時 分～午後 6 時 分（11時間）
	保育短時間	午前 8 時 分～午後 4 時 分（8時間）
延長保育	保育標準時間	朝： 時～ 時 夕： 6 時～ 6 時 30 分 利用料 100 円
	保育短時間	朝： 時～ 時 夕： 4 時～ 6 時 30 分 利用料 100 円
開所時間	月～金曜日	午前 7 時～午後 6 時 分
	土曜日	午前 7 時～午後 6 時 分
休業日	日曜日・祝日	
	年末年始（12月29日～1月3日）	

※ 2号・3号認定こどもに実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、本園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します

※ 教育・保育上必要があり、または、やむを得ない事情があるときは、休業日に教育・保育を行う場合があります。

※ 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に休業日とする場合があります。



(7) 利用料等

利用者負担 (月額保育料)	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担 (保育料)		
上乗せ徴収			円
実費徴収	主食費		0円
	副食費(おかず代)		<b>4,700円</b>
	保護者会費 (年間)		5,000円
その他	体操服上 2,310円・下 2,210円		4,520円
	帽子		630円
留意事項	<p>ちゅうりっぷ組は完全給食。</p> <p>さくら組は主食(ご飯)を家庭より持込。</p> <p style="text-align: center;"><b>副食(おかず)給食費 4,700円徴収の場合あり。</b></p> <p>欠席の場合、日割り計算はしない。返金もありません。</p> <p>但し、登園自粛等の場合は、日割り返金あり。</p>		

(8) 支払方法

現金支払い
支払期日 20日まで

(9) 提供する特定教育・保育の内容

<p>児童福祉法及び子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所指導要領に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供します。</p>
---

(10) 年間行事予定

月	行事内容
4月	入園式 保護者会 役員会 内科・歯科検診 尿検査
5月	こども花まつり 交通安全教室 中山小学校・公民館運動会
6月	観劇会
7月	特別避難訓練
8月	お盆
9月	ちいさな運動会
10月	遠足 フェスタなかやま 内科・歯科検診 尿検査
11月	敬老会(いもほり) 幼年消防クラブ大会
12月	子ども報恩講 生活発表会
1月	福祉ネットワークお茶呑み会
2月	マラソン大会
3月	お別れ遠足 卒園式

(11) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利用者の内定	<p>【2号・3号認定子ども】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市が行う利用調整による</li> </ul>
利用決定	市からの利用決定通知による
退園理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>2号・3号認定児童に該当しなくなったとき（卒園を含む。）</li> <li>保護者から退園の申出があったとき</li> <li>利用継続が不可能であると市が認めたとき</li> <li>その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき</li> </ul>
利用に当たっての留意事項	<p>登園は8時50分までをお願いします。</p> <p>当日に欠席、又は登園が遅れることを連絡する場合は必ず電話でご連絡ください。</p> <p>原則として、保育時間内でのお迎えをお願いします。緊急の場合で、お迎えが遅れたり、延長保育を利用する場合には6時までに電話でご連絡ください。</p>



	熱が 37.5℃ある場合は登園を控えてください。また、登園後に 38℃を超えた場合には、お迎えの連絡をさせていただきます。
--	---

(12) 園医・嘱託医

医療機関の名称	田中内科
医院長名	田中 彰一
所在地	みやま市瀬高町上庄 745
電話番号	0944-63-8511

(13) 園歯科医・嘱託歯科医

医療機関の名称	中川歯科
医院長名	中川龍比湖
所在地	柳川市三橋町下百町 36-6
電話番号	0944-74-0505

(14) 緊急時における対応方法

特定教育・保育の提供中、利用子どもに体調の急変などがあった場合、すみやかに利用子どもの保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。
---

【管轄する消防署】

消防署名	柳川市 消防本部
所在地	〒832-0061 福岡県柳川市本城町 4-2
電話番号	0944-74-0119

【管轄する警察署】

警察署名	福岡県柳川警察署
所在地	〒832-0823 福岡県柳川市三橋町今古賀 5 3-1
電話番号	0944-74-0110



### (15) 非常災害対策

防火管理者	柴田 博隆
消防計画届出年月日	2013年10月1日
避難訓練	避難及び消火を想定した訓練を月1回実施します。
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器を備えています。
避難場所	中山コミュニティセンター・中山小学校
緊急時の連絡手段	電話

### (16) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	柴田 頼子	保育士
相談・苦情解決責任者	柴田 博隆	園長
第三者委員	安永 真由美	民生委員
	中川 尚子	民生委員
	中川 幸子	民生委員

#### 【要望・苦情等への対応方法】

<p>要望・苦情等を受付けた場合には、適切に対応し、改善を図るよう努めます。</p> <p>要望・苦情等の内容を受付けた場合には、要望・苦情等の内容を記録し、市からの求めがあった場合には、必要な改善を行い、市に報告をします。</p>
--

### (17) 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	日本スポーツ振興災害共済保険・事業活動包括保険 東京海上火災
保険の内容	災害・医療費 賠償補償
保険賠償金額	100,000,000円

## (18) 個人情報の取り扱い

### (個人情報の取り扱い方法)

特定教育・保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

個人情報基本方針を公表する。

## (19) その他保護者に説明すべき事項

### 虐待防止のための措置

乳幼児の人権の擁護及び防止を図るため、責任者の設置その他の体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じ、常に乳幼児の体調を監理把握し、職員の共同認識を保つ。

職員は、乳幼児の虐待が疑われる場合には、乳幼児の保護とともに家庭の養育態度の改善を図ることとし、関係機関、市の子育て支援課に連絡するものとする。